

令和4年度高知県認知症疾患医療センター全国研修会開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和4年度高知県認知症疾患医療センター全国研修会開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、令和4年度認知症疾患医療センター全国研修会開催に要する経費の一部を補助することにより、認知症ケア及び医療向上の取組の推進を図ることを目的に、別表第1に定める事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費、補助事業者、補助率、補助金算定方法、基準額等については、別表第1の該当する欄に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は関係書類を添えて提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助金額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合の変更をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠

書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 前号の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に定めるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助金の交付対象としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項
- (12) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の規定

により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業の契約の相手方又は間接補助事業者若しくは間接補助事業者の契約の相手方が別表第2に定めるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(繰越承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第6号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第5条第4号から第7号まで、第7条、第8条第3項、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

<p>1 補助対象事業</p>	<p>令和4年度認知症疾患医療センター全国研修会の開催 認知症総合戦略推進事業実施要綱（令和3年3月29日老発0329第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき行う事業</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>事業の実施に必要な経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費</p>
<p>3 補助事業者</p>	<p>令和4年度認知症疾患医療センター全国研修会の実行委員会</p>
<p>4 補助率と補助金算定方法</p>	<p>10分の10以内 基準額と補助対象経費とを比較して低い方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）を補助する。</p>
<p>5 基準額 （上限額）</p>	<p>50万円</p>

別表第2（第5条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であると知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。